

日社福士 2011-767

2011年8月10日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課企画係 御中

法人名及び代表者名：社団法人日本社会福祉士会 会長 山村 睦

所在地：東京都新宿区四谷 1-13 カタオカビル 2F

「児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令案等の概要」に関する意見

標記について、下記のとおり意見を提出します。

#### 記

##### ＜意見 1＞ 社会的養護の施設長に係る資格要件の明確化について

社会的養護の施設長に係る資格要件を明確化することに賛同します。

乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設の施設長の資格要件として、社会福祉の国家資格である社会福祉士が明記されたことは、社会的養護の必要な児童の権利擁護と児童福祉施設の専門性向上に大きく寄与できるものと考えます。

今後は、施設長、指導員、家庭支援専門員を始めとして、児童福祉各分野の専門性向上のために、福祉専門職である社会福祉士の活用と一層の配置拡大が必要と考えます。

##### ＜意見 2＞ 社会的養護の施設長に係る研修の義務化について

社会的養護の施設長に係る就任時の研修と、その後の継続的研修を義務化することに賛同します。

日本の社会的養護のあり方は、長く施設中心で推移してきました。しかし、今後は、子どもの家庭で暮らす権利の実現に向けて、里親委託優先を原則とし、施設の小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進に大きく転換することが求められています。

今後、社会的養護を担う施設長には、①里親家庭では担えない高い専門的処遇の提供②高い専門性を持って里親委託推進と里親子に対する継続的専門的支援の提供③家族再統合を目指す家族への支援④保護者が親権を適切に行うことができない場合の親権代行者としての役割の履行など、新たに必要となる役割が求められます。施設長が高い専門性をもちリーダーシップを発揮することが

不可欠です。施設長に対する研修の義務化と並行して研修内容の充実を図ることが必要と考えます。

### ＜意見3＞親族里親等の要件の見直しについて

扶養義務者でないおじ、おばが里親になった場合、養育里親同等の里親手当を支給することに賛同します。しかし、おじ、おばが親族であることに変わりはなく、今後も、親族里親として登録し研修の充実を図るべきです。養育里親として法令の規定を適用することについては慎重に検討すべきと考えます。

子どもの家庭で暮らす権利を守るために、里親制度全体を使いやすく整備することは必要です。しかし、里親に委託すれば子どもの権利が守られると言うわけではなく、委託前後の研修と相談体制の整備、きめ細やかな委託後の支援が必要です。里親委託推進の前提として、里親支援体制を急ぎ充実整備していくことが必要と考えます。

以上